

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	渡辺 大祐
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実①	事業群関係課(室)	障害福祉課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。							(取組項目) i) 施設のバリアフリー化の促進 ii) 福祉サービスの適切な利用の推進 iii) パーキング・パーミット制度の普及 iv) 福祉的支援による再犯防止の推進			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平均工賃実績も年々増加しているが、現状の課題として、 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 ③販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓が必要。 などが挙げられる。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額		目標値①	15,600円	16,300円	16,900円	17,500円	18,200円	18,200円(R2)	
	実績値②		14,664円(H26)	15,919円	16,389円	算定中			進捗状況	
		②/①(達成率)	102%	100%	—				順調	

2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				平成30年度事業の成果等	中核事業			
				H29実績	H30実績	R元計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H29目標	H29実績	達成率
1	取組項目 iii	福祉のまちづくり条例施行事業費	H10-	4,166	4,166	4,021	身体障害、高齢等により歩行が困難と認める者、または民間事業者	長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付するとともに、条例に関する適合証の交付により、条例施行の一層の推進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりを整備する。	活動指標	長崎市・佐世保市において、福祉のまちづくり条例でバリアフリー化を求めている施設数(箇所)	110	87	79%	●事業の成果 ・長崎市・佐世保市において、福祉のまちづくり条例でバリアフリー化を求めている施設数は目標より下回ったが、対象施設については条例に基づき指導等が行われ、全ての施設で基準を満たすこととなった。 ・また、身障者用駐車場利用証の交付枚数は目標を達成し、身障者用駐車場協力施設増加数も目標を達成したが、適正な利用のため、引き続き制度の広報に努める必要がある。(協力施設数平成31年3月31日現在で累計729施設) ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・福祉のまちづくりの推進は、福祉的就労者の安定した生活のもと効率的な福祉的就労に寄与する。	○		
				3,948	3,948	3,986				身障者用駐車場利用証交付枚数(枚)	2,872	3,251	113%				
				1,746	1,746	3,986		成果指標	長崎市・佐世保市におけるバリアフリー化施設の整備率(%)	100	100	100%					
									身障者用駐車場協力施設増加数(施設)	3	3	100%					
										3	16	533%					
										3							

2	取組項目 ii	福祉サービスに関する苦情解決事業費	H12-	6,940	3,470	804	福祉サービス利用者、その家族等	社会福祉法人、民間社会福祉施設等の福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルについて、県社協運営適正化委員会において、必要な助言・相談を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	活動指標	苦情解決合議体の開催数(回)	6	6	100%	●事業の成果 ・苦情・相談については、受け付けた案件全てが解決には至らなかったものの、合議体の開催は目標を達成しており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H25:58件 H28:80件 H26:74件 H29:59件 H27:65件 H30:50件 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・相談への適切な助言対応が、福祉サービスのよりよい利用や提供、又は円滑な就労に繋がることから、福祉的就労の効率化にも寄与するもの。	○
				6,940	3,470	797					6	6	100%		
				6,966	3,483	797					100	100	100%		
		福祉保健課			100	92					92%				
3	取組項目 iii	福祉サービス第三者評価推進事業費	H16-	754	628	4,023	福祉サービス事業者及び利用者	福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者が事業者を評価し、福祉サービスの質の向上を図った。	活動指標	評価調査者研修会開催数(福祉サービス)(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・評価調査者の研修を実施し第三者評価の質の向上に努めた。評価受審の事業所数は、受審が義務化されておらず費用負担もあるため微増にとどまったが、引き続き、第三者評価の意義等を事業者にも周知し、受審者数向上を図る必要がある。 (受審件数) H25:17件 H28:16件 H26:22件 H29:21件 H27:28件 H30:22件	○
				679	547	3,986					2	2	100%		
				950	782	3,986					28	21	75%		
		福祉保健課			28	22					78%				
4	取組項目 iii	地域再犯防止推進事業費	H30-	/	/	/	罪を犯して起訴猶予等となった高齢者・障害者等	国の再犯防止推進計画を踏まえ、地域における罪を犯した者の実態把握及び再犯防止取組のモデル事業を実施した。	活動指標	支援要請があった者に対して対応した割合(%)	/	/	/	●事業の成果 ・活動指標、成果指標ともに目標は達成しており、引き続きモデル事業の推進に関係機関と連携しながら取り組んでいく。	○
				6,762	0	1,594					100	100	100%		
				10,800	0	1,594					0	0	100%		
		福祉保健課			0	/					/				
5	取組項目 iv	地域生活定着支援センター運営委託事業費	H21-	26,578	6,078	804	刑務所出所者等のうち福祉的支援を要する者	刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者について、出所後直ちに福祉サービス(介護サービス、障害者手帳の発給、年金受給等)を受けられるよう指導・援助を行った。	活動指標	支援要請があった者に対して対応した割合(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・活動指標、成果指標ともに目標は達成しているものの、高齢者や障害者等の再犯を防止するには、地域の支援が不可欠であり、福祉関係者を含め、地域住民の理解を得る取組みを行なっていく。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者への指導・援助は、対象者の権利擁護に繋がるとともに、効率的な福祉的就労に寄与するもの。	○
				26,000	4,500	797					100	100	100%		
				27,333	4,500	797					0	0	100%		
		福祉保健課			0	0					100%				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i) 施設のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を行う施設の届出書の受理・指導等の事務を長崎と佐世保市へ委託することにより、一体的かつ効果的な条例施行の推進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりを行っているが、長崎市、佐世保市のバリアフリー化が義務付けられた施設は100%の整備率であり、バリアフリー化の推進はもとより社会的にも浸透してきている。 福祉のまちづくり条例が全面施行された平成10年度以降に建てられた施設はバリアフリー化が義務化されているが、それ以前に建てられた施設については、バリアフリー化は努力義務であるため、未だバリアフリー化されていない施設のバリアフリー化についても引き続き推進していく。
<p>ii) 福祉サービスの適切な利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営適正化委員会(県社会福祉協議会)は、利用者等からの苦情や相談等に対して解決に向けての助言・指導を行うと共に、必要に応じて調査、あっせん等を行い、福祉サービスの適切な利用、並びに質の高い福祉サービスの拡充、提供を行った。 福祉サービス第三者評価について、保育所の受審は平成28年度から増加しつつある。また、障害福祉サービスにおいては、平成29年度は0件だったが、平成30年度は6件と増加。ただし、全体的な受審率を見ると低調に推移している。背景には、相当の受審費用と事務の手間がかかることも一因ではあるが、受審することについてのメリットを周知するなど新たな取組が必要になる。
<p>iii) パーキング・パーミット制度の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方(身体障害、高齢、難病、知的障害等により歩行困難と認める者)を明らかにし、駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)を交付している。 利用証の交付枚数は目標を達成しており、パーキング・パーミット制度は認知されているが、一部で身障者用駐車場の不適正利用により、必要な人が利用できない状況もあると聞いており、適正利用の周知のための広報活動を引き続き行っていく必要がある。 また、協力施設の増加数は目標を達成しており、今後も制度の周知にあわせ、施設への協力依頼を行っていく必要がある。
<p>iv) 福祉的支援による再犯防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 罪を犯した高齢者・障害者は、その犯罪の背景に重層的な生活課題等を抱えている場合が少なくないため、立ち直りの支援にあたってはこうした多岐にわたる課題に対して、息長く包括的な支援をしていく必要がある。 地域定着センターの活動による他機関連携が着実に進んでいるものの、高齢者・障害者の支援モデルが一部の地域にとどまり、県内の全市町で同様に立ち上がるまでには至っていないため、今後も各市町においても普遍的かつ持続的に取り組むことができる官民協働の連携やワンストップ型支援体制の構築を進めていく。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i 及び iii	福祉のまちづくり条例施行事業費	条例事務委任交付金の交付事務を市町村課に集約させた。	—	今後も事業者への指導等や適合証を交付した事業をホームページに掲載するなど、引き続き施設のバリアフリー化の促進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりに寄与していく。 また、パーキングパーミット制度について、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るものであるが、利用者及び協力施設のみに限らず、全県民が制度を理解することにより、利用者及び協力施設の拡大、制度の適正利用につながるため、今後も引き続き、制度理解への周知を行っていく。	現状維持
2	取組項目 ii	福祉サービスに関する苦情解決事業費	—	②	引き続き福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。	改善
3	取組項目 ii	福祉サービス第三者評価推進事業費	—	②	第三者評価が、福祉施設のサービス向上、利用者への適切な情報開示につながることから、保育所については、補助制度の積極的な利用を図り、保育所以外の福祉サービスについては、引き続き事業種別ごとに当該事業を実施することの意義の周知を図っていく。 また、今後はリーフレットの作成や県ホームページの内容充実などにより、更なる周知と啓発を図る。	改善

4	取組項目iv	地域再犯防止推進事業費	—	—	令和2年度においても、元年度に引き続き地域再犯防止推進モデル事業を実施し、ネットワークの構築を図る。	現状維持
5		地域生活定着支援センター運営委託事業費	—	—	令和2年度においても引き続き事業を実施し、罪を犯した高齢者・障害者等に対して福祉的支援を行い、再犯防止を図る。	現状維持

注：「2.平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点